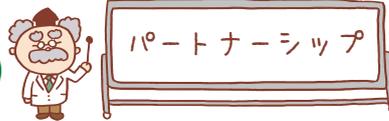




## パートナーシップ宣誓制度・自治体間連携を拡大

パートナーシップ宣誓制度をご利用の皆さんの宣誓に係る手続きを簡略化するため、昨年7月に自治体間連携として本村、厚木市および愛川町と協定を締結しましたが、このたび、新たに秦野市、伊勢原市および海老名市を加え、6月27日付け(運用の開始は7月1日から)で協定を締結しました。この協定により自治体間連携が拡大され、制度をご利用される皆さんの利便性の向上が期待されます。

### パートナーシップ宣誓制度とは



性的マイノリティ(少数者)の皆さんに限らず、さまざまな事情で婚姻せず、あるいはできない事実婚の皆さんが、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、村が「パートナーシップ宣誓書受領証」などを交付する制度です。

法律上の婚姻とは異なり法的な権利や義務は発生しませんが、制度の導入により、法的に認められないことで相手との関係を他者に理解されない悩みや生きづらさを軽減するとともに、皆さんの多様な性への理解が深まることを目的としています。

### 宣誓要件を緩和。養子縁組をされている皆さんも制度の対象に



以前の制度では、パートナーでありながらも養子縁組をされている皆さんは制度を利用することができませんでしたが、村は今回の協定の締結に併せ、性的マイノリティなどの皆さんが、より暮らしやすく住み心地の良い環境づくりを整えるため、養子縁組をされている皆さんでも制度を利用できるように宣誓要件を緩和しました。

### 行政サービスを拡充。子育て世代型村営住宅の申し込みが可能に



村は、地域活性化や地域コミュニティの向上を目的とするため「一般村営住宅」「借上型村営住宅」「子育て世代型村営住宅」を行政サービスとして提供しています。

宣誓要件の緩和に併せ、申込条件を変更し、宣誓制度を利用する皆さんでも「子育て世代型村営住宅」を申し込みできるようになりました。

※「村営住宅」などの申し込みのご相談は、まちづくり課土地政策係☎(288)3862まで。